

平成29年度舞鶴市簡易水道事業会計予算

平成29年度舞鶴市の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 463,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、261,000千円と定める。

平成29年 2月27日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		42,109
	1 使用料	42,098
	2 手数料	11
2 国庫支出金		24,800
	1 国庫補助金	24,800
3 府支出金		73,648
	1 府補助金	73,648
4 財産収入		232
	1 財産運用収入	232
5 繰入金		111,952
	1 繰入金	111,952
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		47,418
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑収入	47,417
8 市債		163,300
	1 市債	163,300
歳入合計		463,460

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		349,832
	1 管理費	349,832
2 公債費		113,528
	1 公債費	113,528
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		463,460

第2表

地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡易水道 施設費	千円 163,300	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。